

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



国民年金の社会保険料控除
証明書を送付します

所得税や住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるには、保険料の納付を証明する書類の添付が義務付けられています。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。

日本年金機構では、保険料の納付を証明する書類として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を、11月上旬

旬、または翌年1月下旬のいずれかに送付いたします。年末調整・確定申告等の際には、この証明書をご利用ください。

■控除証明書の送付対象者
○11月上旬送付対象者
今年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方。

○翌年1月下旬送付対象者
今年10月1日～12月31日までに、その年初めて国民年金保険料を納めた方

■問合せ 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362

年金受給者は扶養親族等申告書を提出してください

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税の課税対象となる受給者の方には、毎年11

月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書を送付されますので、期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受給する年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

■送付対象者
○65歳未満で年金額が108万円以上の方
○65歳以上で年金額が158万円以上

■問合せ 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362

11月の市税ごよみ

18日(金) 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促状の発送

30日(水) 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。
11月は労働保険適用促進強化期間

社員、従業員、アルバイトなどを1人でも雇っている事業主は、必ず労働保険（労災・雇用）に加入しましょう。

労働保険についての相談・問合せ

- 愛媛労働局労働保険徴収室 TEL089-935-5202
- 新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151
- ハローワーク西条 TEL0897-56-3015

最低賃金が改正されました

平成23年10月20日から愛媛県最低賃金

1時間647円

に改正されました。

- 問合せ ○愛媛労働局賃金室 TEL089-935-5205
○新居浜労働基準監督署 TEL0897-37-0151

西条市内道路網整備計画（案）
説明会開催・意見を公募します

市では、将来の交通需要に対応した都市構造実現のため、新たな整備路線の追加や既存の都市計画道路の見直しを行い、新たに西条市内道路網整備計画を策定します。

下記の日程で整備計画案の説明会を開催するとともに、意見公募を行います。

■説明会の日時・場所

- 11月21日(月) 19時～ 総合福祉センター
- 11月22日(火) 19時～ 東予総合福祉センター

■意見公募期間 11月1日(火)～30日(水)

- 縦覧場所 ○市庁舎別館2階都市計画整備課
○各総合支所建設管理課

■整備計画案の内容 1路線と2区間の廃止、新規4路線の追加、1路線の変更

- 問合せ 市庁舎別館都市計画整備課 都市計画係
TEL0897-52-1238